厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

厚生労働省神奈川労働局発表 平成２９年１１月３０日

担当	神奈川労働局雇用環境・均等部 企画課長　長久保　茂 企画調整第二係長　荒井　麻希 電　話　045－211－7357

「働き方改革に関する金融機関との連携協定」
県内初！　横浜銀行と締結します
～協定締結式のおしらせ～

神奈川労働局（局長　姉崎　猛）は、融資等で地域企業と密接に関わっている金融機関を通じて、労働関係助成金など企業ニーズに対応した情報提供を行うことにより地域企業の働き方改革及び労働生産性向上の一層の支援が期待できることから、**株式会社横浜銀行**と「働き方改革に係る包括連携協定」を締結し、相互の連携を強化して進めていくこととしました。

ついては、以下のとおり締結式を行います。

１　協定締結式　・・・資料１

【日　時】　平成２９年１２月１９日（火）１４：００～
【場　所】　神奈川労働局　大会議室
（横浜市中区北仲通５－５７　横浜第２合同庁舎８階）
【出席者】　株式会社横浜銀行　代表取締役頭取　川村健一
神奈川労働局長　姉崎　猛

※締結式の取材をご希望の場合は、事前に登録をお願いします。

２　包括連携協定の概要　・・・資料２

（１）期待される効果

株式会社横浜銀行の経営サポート機能や取引先企業とのネットワークを活用することにより、中小企業事業主が働き方改革の取組みを進めるために必要な各種支援策や労働関係施策を提供することができる。

（２）主な連携事項

①労働生産性の向上に関すること
②労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること
③多様な働き方に関すること
④雇用の促進及び安定に関すること
⑤人材育成に関すること　など

添付資料　＜資料１＞　包括連携協定締結式　次第
＜資料２＞　「働き方改革に係る包括連携に関する協定」について

資料１

「働き方改革に係る包括連携に関する協定」締結式次第

日時：平成２９年１２月１９日（火）１４：００～
場所:神奈川労働局大会議室(横浜第２合同庁舎８Ｆ)

１．開会

２．協定署名者の紹介
株式会社横浜銀行　代表取締役頭取　川村　健一（かわむら　けんいち）
神奈川労働局長　姉崎　猛（あねざき　たけし）

３．協定の概要説明
神奈川労働局雇用環境・均等部長　布川　裕子（ふかわ　ゆうこ）

４．協定書署名調印

５．写真撮影

６．署名者挨拶
株式会社横浜銀行　代表取締役頭取　川村　健一（かわむら　けんいち）
神奈川労働局長　姉崎　猛（あねざき　たけし）

７．記者から質問受付

８．閉会

資料２

「働き方改革に係る包括連携に関する協定」について

１．背景

働き方改革は労働の質を高めることを通じて労働生産性の向上に寄与する一方、持続的な働き方改革を進めるためにも労働生産性の向上が必要であることから、働き方改革と労働生産性の向上は車の両輪のように進めていくことが肝要である。

しかしながら、これまでの労働行政では、企業の労働生産性向上を促進するための取組みについてはあまり取り上げてこなかった。このため、地場産業に対する知見・情報を有する地域金融機関との連携を図ることにより、労働関係助成金を始めとする労働施策を効果的に活用することができれば地域企業の労働生産性向上を加速化し、働き方改革の円滑化に寄与することが期待できる。

このような考え方に基づき、労働局と地域金融機関とが包括連携協定を締結するに至った。

２．目的

神奈川労働局と地域金融機関がパートナーとして、対話を通じて密接に連携することにより、神奈川県内の労働者の働き方改革及び地域振興等を推進すること。

３．連携事項

（１）労働生産性の向上に関すること。
（２）労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること。
（３）多様な働き方に関すること。
（４）雇用の促進及び安定に関すること。
（５）人材育成に関すること。
（６）乙の施策のＰＲに関すること。
（７）その他、両者連携の目的に沿うこと。

４．期待される効果

神奈川労働局は、地域金融機関の経営サポート機能や取引先企業とのネットワークを活用することにより、中小企業事業主が必要とする各種支援策や労働関係施策を提供することができる。

地域金融機関は、取引先企業からの経営や労務に関する相談について、神奈川労働局との連携により、企業価値向上につながるアドバイスの提供など取引先企業のニーズに応えることができる。

こうした取組を通じ、神奈川県内の働き方改革及び地域振興の推進を図ることができる。